

## 墨田区社会福祉法人連絡会（仮称）規約（案）

### （目的）

第1条 墨田区社会福祉法人連絡会（以下「連絡会」という。）は、墨田区に所在する社会福祉法人及び墨田区内で福祉施設・事業所を経営する社会福祉法人（以下、「社会福祉法人等」という。）が相互に情報交換を行い、地域のニーズや課題を受け止め、社会福祉法人等の連携、協働により地域公益事業等に取り組むことで、墨田区民の福祉向上を図ることを目的とする。

### （会員）

第2条 連絡会の会員（以下「会員」という。）は、第1条に定める目的に賛同し加入を希望する、墨田区内で活動する社会福祉法人とする。

### （事業）

第3条 連絡会の目的を達成するため、以下の事業を実施する。

- （1）会員相互の情報交換及び交流
- （2）墨田区内の福祉ニーズの把握
- （3）社会福祉法人等の連携による地域公益事業等（以下「連携事業」という。）の企画・検討及び実施
- （4）連絡会及び会員が実施する連携事業等の周知・広報
- （5）その他連絡会の目的を達成するために必要な事業

### （役員）

第4条 連絡会に会長1名、副会長2名、監事1名を置く。会長及び副会長、監事は、総会により選出される。

- 2 会長は会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けるときはその職務を代理する。
- 4 監事は、連絡会の会計及び事業を監査する。
- 5 会長、副会長、監事の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 6 欠員の補充によって就任した会長等の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会議等）

第5条 連絡会に総会、役員会を置く

(総会)

第6条 総会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 役員を選任、事業計画並びに予算、事業報告並びに決算、規約の改正については、総会の過半数の議決を得なければならない。

3 総会は会員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ、書面等により意思を表示した会員は出席したものとみなす。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第7条 役員会は、会長が招集し、連絡会の効率的な運営を図るため、連絡会の運営の方向性や連携事業について検討し、総会に提案する。

(会費)

第8条 連絡会の目的を達成するため、会員から会費を取ることができる。

2 会費の額は別に定める。

(事務局)

第9条 連絡会の事務局は、墨田区社会福祉協議会に置く。

(事業年度)

第10条 連絡会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 その他、この規約に定めのない事項については会長が別に定める。

墨田区社会福祉法人連絡会（仮称） 平成31年度事業計画（案）

1 活動方針及び活動計画

地域における福祉課題等の解決に向け、墨田区内の社会福祉法人が連携して、次の事業に取り組むこととする。

(1) 会員法人のネットワークづくりと情報交換・情報共有

- ・定期的な情報交換の実施
- ・国や東京都の福祉関連制度への改変等に関する情報共有
- ・その他、高齢者の行方不明情報等の共有の仕組みづくりや発災時における各法人との連携の仕組みづくりの検討

(2) 地域公益活動

ア 地域ニーズの把握

イ 連携事業の検討、実施

(例)

- ・こども食堂、高齢者食堂の開設
- ・災害時に連携した対応ができるような避難訓練等の共同実施
- ・小学校や中学校への福祉出前講座の実施
- ・共同した相談窓口（現場での困りごとの把握）の設置
- ・学習支援の場づくり

(3) 地域公益活動以外の取組

連携事業等の検討、実施

(例)

- ・福祉人材の確保、育成（共同研修、職員の派遣等を含む）

(4) 広報・啓発活動

区民及び関係機関等への広報・啓発活動

- ・各法人・事業所の広報誌やHP等の活用
- ・イベントへの参加
- ・その他

## 2 総会及び役員会の開催

### (1) 総会の開催

年2回程度

### (2) 役員会の開催

随時